

きょうたなへの下水道

私たちの下水道の状況

昭和61年に供用を開始し、今年で31年目を迎えた本市の下水道は、老朽化が進み改築更新の段階を迎えています。

下水道の維持管理や長寿命化を図り、下水道事業を安定的に運営するためには、多くの費用が必要となります。このことから、市は今年4月から下水道事業経営審議会を設置し、今後の下水道事業の健全な経営に向けた使用料のあり方などについて審議しています。

今号から、市の下水道事業や同審議会での審議内容について、6回シリーズで紹介しています。

問合せ先=下水道課 (☎ 64-1352)

市の下水道は、雨水と汚水を分ける「分流式」です。雨水は直接河川へ放流し、汚水は洛南浄化センター（八幡市）で処理した後に宇治川に放流しています。

下水道の普及状況を示す「人口普及率」は約98%で、施工困難な地域を除き、おおむね整備が完了しています。また、水洗トイレを設置し、下水道に接続している人口の割合を示す「水洗化率」は96%です。

下水道管の総延長は約277kmで、新幹線の京都駅から浜松駅までの距離を超えています。

ちょっと待った!その契約

美録 消費生活相談の現場より

アダルトサイトに接続したら高額請求が

携帯電話やパソコンで、無料と書かれたアダルトサイトに接続し、「18歳以上ですか」の質問に「はい」をクリックしたら登録料を請求された。間違って登録した人は連絡するようにと電話番号が書かれているが、連絡しても大丈夫か?登録料は支払わないといけないのか?

このような相談が、老若男女を問わず多く寄せられています。

【被害防止のポイント】

申込画面に有料であることが分かりやすく表示されていない場合や、契約内容を確認する画面がない場合、契約は成立しておらず支払い義務はありません。請求に応じず、絶対に連絡しないようにしてください。

また、請求画面がいつまでも表示される場合は、IPA(独)情報処理推進機構 ホームページ (https://www.ipa.go.jp/) で削除方法を確認してください。

不安なときは、消費生活センターに相談してください。

なお、同センターでは、相談先を表示したマグネットシート(=下図)を無料で配布しています。希望する人は来庁してください。

【相談・問合せ先】

消費生活センター (☎ 63-1240。平日午前9時～午後4時〈正午～午後1時を除く〉)

京田辺市消費生活センター
☎0774-63-1240



4cm×18cmのマグネットシート。目につく場所に貼って活用してください。

福祉医療費助成制度 7月は受給者証の更新月

制度名	対象者	助成内容
老人医療	65歳以上70歳未満で、①②のいずれかに該当する人 ①昭和25年8月1日以前に生まれ、次のいずれかに該当する人 ・一人暮らし(所得制限あり) ・満60歳以上の人のおの世帯(所得制限あり) ・所得税非課税世帯 ②昭和25年8月2日以降に生まれ、所得税非課税世帯の人	医療費の自己負担分の一部を助成 前年の所得に応じて負担率が異なります。 ※住民税非課税世帯の人は申請すると外来・入院時の医療費の自己負担額が軽減されます。
障害者医療	75歳までで、次の①～④にいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳1級または2級を持っている ②療育手帳A相当(IQ35以下) ③身体障害者手帳3級を持ち、療育手帳B相当(IQ50以下) ④精神障がいのある人で障害基礎年金1級または2級を受給している	健康保険で受診したときの自己負担分を助成
ひとり親家庭医療	ひとり親家庭で、18歳に達する日以後、最初の3月31日までの子どもと親	健康保険で受診したときの自己負担分を助成

市は、市内に在住する健康保険の加入者を対象に、健康保険の自己負担額の全部または一部を助成する福祉医療制度(以下表)を設けています。

【受給者証を更新】
7月は、同制度の受給者証の更新月です。更新手続きを行い、引き続き対象となる人には、7月中に新しい受給者証を郵送しますので、8月1日からは新しい受給者証で受診してください。更新手続きがまだの人や、新たに対象となる人は、申請してください。

【申請期限】7月29日(金)
【一部負担金限度額適用認定証の対象者も申請を】
住民税非課税世帯で「福祉医療費の一部負担金限度額適用認定証」を持つている人も、新たに該当する人の申請期限は、7月29日(金)です。
【申請・問合せ先】
国保医療課 (☎ 64・1374)



献血にご協力を

7月13日(水)
【時間】
▼午前10時15分～11時30分
▼午後1時～3時30分

健康2Pt

献血は、一人から一人へ感染しやすく、時に死に至る重大な疾患です。また、風しんは妊娠期の女性がかかると胎児に重大な影響を及ぼすことがあります。予防接種が済んでいない人は、早めに接種を済ませてください。

【対象】
市内に在住し、次に該当する人
▼1期(1歳～2歳になる前日)
▼2期(平成22年4月2日生～同23年4月1日生)

【接種期間】
▼1期(1歳～2歳になる前日)
▼2期(平成29年3月31日(金)まで)

なお、1期対象の人には1歳の誕生日に、2期対象の人には5月に予防票を郵送しています。

未接種で予防票がない人は、問い合わせください。

【問合せ先】
子育て支援課 (☎ 64・1377)

市国民健康保険 特定健康診査

市は、特定健康診査・特定保健指導を行います。病気の早期発見や生活習慣の改善につなげ、健康な毎日を過ごしましょう。

健康5Pt

【ひだまりの会】
日にち 7月26日(火)
時間 午後1時30分～3時30分
場所 府立洛南寮
対象 市内に在住する高齢者
内容 カラオケ
申込方法 電話で申し込んでください。
しめきり 7月21日(木)
申込・問合せ先 社会福祉協議会 (☎ 62・2222)

がん検診で早期発見

無料 クーポン郵送

【検診期限】
平成29年2月28日(火)
【申込・問合せ先】
健康推進課 (☎ 64-1335)

市は、特定の年齢に達した人や、過去5年間に市の乳がん・子宮がん検診を受診していない人に、子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券を郵送しました。

無料で受診できるこの機会に、必ず受診しましょう。

【対象】
下表のとおり
無料クーポン券をなくした人や、4月20日以降に本市に転入した人で、検診を希望する人は連絡してください。

【受診方法】
無料クーポン券に同封した案内を確認し、受診してください。クーポン券を忘れると受診できません



子宮がん検診	20歳	平成7年4月2日～同8年4月1日生まれ
過去5年間受診していない人	過去5年間受診していない人	平成2年4月2日～同3年4月1日生まれ
		昭和60年4月2日～同61年4月1日生まれ
		昭和55年4月2日～同56年4月1日生まれ
乳がん検診	40歳	昭和50年4月2日～同51年4月1日生まれ
	過去5年間受診していない人	昭和45年4月2日～同46年4月1日生まれ
		昭和40年4月2日～同41年4月1日生まれ
		昭和35年4月2日～同36年4月1日生まれ
	昭和30年4月2日～同31年4月1日生まれ	

あなたの心は健康ですか?

「こころの体温計」 ストレスチェック

市は、「こころの体温計」(メンタルヘルスチェックシステム)のサービスを行っています。

同システムでは、パソコンや携帯電話でアクセスして、簡単な質問に答えることで、気軽にストレスや落ち込み度などがチェックできます。

診断後は、結果と併せて相談窓口も表示されますので、心のケアに役立ててください。

【ストレス度・落ち込み度のチェックができます】
健康状態や人間関係、住環境などの質問に答えると、ストレス度や落ち込み度が猫や水槽で泳ぐ金魚のイラストで表示されます。

【赤金魚】自分の病気の度合いが変わります
※レベルによってケガの度合いが変わります

【水の透明度】落ち込み度
※レベルによって水の濁りが変わります

ほかに「赤ちゃんママモード」「家族モード」「ストレス対処タイプテスト」などがあります。

費用 無料(通信料は別途必要)
問合せ先 障害福祉課 (☎ 64・1372)

健康・福祉

MR(麻しん風しん混合) 予防接種を夏休み中に

麻しんは人から人へ感染しやすく、時に死に至る重大な疾患です。また、風しんは妊娠期の女性がかかると胎児に重大な影響を及ぼすことがあります。予防接種が済んでいない人は、早めに接種を済ませてください。

【場所】
アル・プラザ京田辺
【問合せ先】
健康推進課 (☎ 64・1335)

認知症家族交流会

市は、認知症高齢者や介護する家族の交流会を開きます。介護の悩みを誰かに相談したい、話を聞いてもらいたいと思うことはありませんか。認知症の当事者や介護をする者同士で不安や苦勞を語り合い、認知症への理解を深め、心を軽くしましょう。

日にち 7月6日(水)
時間 午後2時～4時
場所 市庁舎2階(いきいきサポーターセンター内)
対象 市内に在住し、認知症の人を介護する家族や本人
定員 先着15人
参加費 無料
申込方法 電話で申し込んでください。
申込・問合せ先 地域包括支援センターああん市役所 (☎ 63・1268)

新しい被保険者証を郵送

今月は、後期高齢者医療制度の被保険者証の更新月です。

市は、同制度の加入者に、8月1日から使用できる被保険者証を7月中旬に郵送します。新しい被保険者証が届いたら、氏名・住所・生年月日・一部負担金割合(医療機関での窓口負担割合)などを確認してください。

一部負担金割合は、平成27年中の収入状況により判定しますので、現在の被保険者証に記載されている割合から変更となる場合があります。

なお、現在の被保険者証は、8月1日以降は使用できませんのでご注意ください。

【問合せ先】国保医療課 (☎ 64-1374)

後期高齢者医療 保険料額決定通知書を郵送

市は、後期高齢者医療制度の加入者へ、平成28年度の保険料額決定通知書を7月中旬に郵送します。

また、今月は被保険者証と限度額適用・標準負担額減額認定証の更新月です。保険料額決定通知書・被保険者証などが届いたら確認をお願いします。

【問合せ先】国保医療課 (☎ 64-1374)

【新しい被保険者証を郵送】
今月は、後期高齢者医療制度の被保険者証の更新月です。

市は、同制度の加入者に、8月1日から使用できる被保険者証を7月中旬に郵送します。新しい被保険者証が届いたら、氏名・住所・生年月日・一部負担金割合(医療機関での窓口負担割合)などを確認してください。

一部負担金割合は、平成27年中の収入状況により判定しますので、現在の被保険者証に記載されている割合から変更となる場合があります。

なお、現在の被保険者証は、8月1日以降は使用できませんのでご注意ください。

【問合せ先】国保医療課 (☎ 64-1374)

【医療費が高額になるときは申請を】
後期高齢者医療制度に加入する住民税非課税世帯の人は、医療費や入院が高額になるときは、事前に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をお願いします。

また、現在発行している「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。平成27年中の所得状況により引き続き減額対象となる人には、8月1日から使用できる同認定証を7月下旬までに郵送します。